

第1145号

AFN-1145

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 11 / 21 (月)

『H27年国外財産調書提出状況 総額財産3兆1,643億円』

国税庁ではこのほど、平成27年分（平成27年12月31日分）の国外財産調書の提出状況をまとめ発表した。

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産保有者にその保有する国外財産についての申告を促進する仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成26年1月から施行されている。提出状況の主な概要は以下の通り。

【総提出件数】8,893件 ※東京局5,792件（65.1%）、大阪局1,223件（13.8%）、名古屋局673件（7.6%）、その他1,205件（13.5%）【総財産額】3兆1,643億円 ※東京局2兆3,274億円（73.6%）、大阪局3,927億円（12.4%）、名古屋局1,793億円（5.7%）、その他2,649億円（8.3%）【財産の種類別総額】○有価証券1兆5,327億円（48.4%）○預貯金6,090億円（19.2%）○建物3,250億円（10.3%）○貸付金1,821億円（5.8%）○土地1,277億円（4.0%）○上記以外の財産3,877億円（12.3%）※国外財産調書の提出には、加算税の軽減措置や過重措置、罰則規定等が講じられている。



『H27年所得税・消費税調査 追徴税額いずれも増加—国税庁』

国税庁はこのほど、平成27事務年度における所得税及び消費税（個人事業者）の調査等の状況を取りまとめた。所得税の実地調査の件数は計6万6千件（前事務年度6万8千件）、簡易な接触の件数は58万4千件（同67万2千件）。合計65万件のうち、申告漏れ等の非違があった件数は39万6千件（同46万6千件）であった。実地調査により把握された申告漏れ所得金額は全体で5,243億円（同5,008億円）で、簡易な接触によるものは3,542億円（同3,651億円）となった。実地調査による追徴税額は全体で798億円（同742億円）で、簡易な接触によるものは277億円（同265億円）であった。所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は2万7千件（同3万件）で、うち申告漏れ等の非違があった件数は2万件（同2万1千件）。申告漏れ所得金額は1,548億円（同1,500億円）となった。



消費税の実地調査の件数は計3万5千件（同3万6千件）、簡易な接触の件数は5万3千件（同5万件）で、合計8万8千件のうち、申告漏れ等の非違があった件数は6万1千件（同5万9千件）であった。実地調査による追徴税額は全体で215億円（同186億円）で、簡易な接触によるものは56億円（同47億円）となった。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com